

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日：2023年10月3～4日

②施設・事業所情報（2023年9月1日現在）

名称：保育園与那原ベアーズⅡ	種別：保育所	
理事長氏名：谷本 要 代表者氏名：黒多 信陽	定員（利用人数）：130（123）名	
所在地：与那原町字上与那原488-2		
TEL：098-894-9795	ホームページ https://sfg21.com/yonabaru2	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：2019年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 尚徳福社会		
職員数	常勤職員：23名 非常勤職員：4名	
専門職員	（専門職の名称）	
	保育士 16名	管理栄養士 1名
	看護師 1名	調理師 2名
	幼稚園教諭 1名	子育て支援員 3名
施設・設備の概要	保育室、子育て支援室、一時保育室、園庭、厨房、事務室、ホール、医務室、沐浴室、調乳室、監視カメラ、玄関オートロック	

③理念・基本方針

【保育理念】

- ① 子どもたちの健やかな育成の手助けをします。
- ② 子どもたちの健康と安全を確保し、安心した心で自己発揮できる場を提供し、子どもたちの育ちを見守ります。
- ③ 家庭と協力し、自己を十分に発揮しながら感情を抑制できる健全で豊かな人間性を持った子どもの育ちを援助します。

【基本方針】

- ① 快適な環境の中で、園と家庭との一貫したリズムで気持ちよく過ごす。
- ② 一人ひとりの子どもの気持ちを十分に受け止め、愛情行動や信頼関係を強めながら、月齢、発育段階に応じた人や物への関心やかかわりが広がるようにする。
- ③ ゆったりとした環境のもと、自然との触れ合いを大事にしながら友だちとのかかわりの中で遊ぶ楽しさを味わい、ルールを覚え、意欲が育つように援助する。
- ④ 楽しみながら、ちからいっぱい体を動かして遊ぶようにする。

④施設・事業所の特徴的な取組

本園は平成31年4月に開園。同法人系列の保育園が町内に2園在している。主体となる社会福祉法人は鳥取県に本部があり、平成8年から現在まで関東地方を中心に保育園や認定こども園、高齢者施設等多岐にわたって事業を拡大し施設整備を進めている。

法人の方針として、一人ひとりの子どもを主体とする保育を目指しており、職員は待つことを大切に、子どもが自ら気づき行動できるようになることを目標に取り組んでいる。各保育室には、子どもが同時に同じ玩具を選んでも十分遊べるような量が準備されており、一人分の玩具が棚の両サイドから取り出しやすいようにセットして収納されている。また、帽子や午睡用のマット等を園で準備し、保護者の負担軽減にも配慮している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2023年6月24日（契約日） ～
	2023年1月5日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	初 回 受 審

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 地域子育て支援事業の実施により、保育園の機能を地域へ展開している。

保育園は開所後すぐにコロナ禍に見舞われ、外部への展開が難しい状況となったが、一時保育や育児相談等の他にも給食試食や交流保育等の特徴的な事業を継続して実施、地域での子育て支援に重要な役割を果たしている。近隣の自治体からもこれら事業の利用があり、園の存在をアピールするポイントとなるとともに、今年から近隣自治会との交流や地域行事への参加機会等も増やし地域活性化の一助ともなっている。

2) 日々のミーティングやインシデントレポートを活用して不適切な保育等の具体例を検討し、子どもの権利擁護に取り組んでいる。

園では、今年度より昼のミーティングを活用して「不適切な保育」や保育中に見られた保育士の気になる対応について「みんなで考えよう」の事例を提供し、職員間で意見を出し合い検討する場を設けている。保育チェックで出来ていない項目から1日1事例を取り上げ、「子どもにきつい言葉や大声を出してしまった」「声をかけずに黙って子どもの鼻水をふいた」など主任保育士を中心に話し合うことで職員の気づきを促している。また人為的なミス等の報告には「インシデントレポート」を活用。これには不適切保育を未然防止できた対応についても記載・報告を行い、良い試みの例として参考にできるような取り組みとなっている。保育士が子どもの権利擁護について理念を共有し、保育に取り組めるよう尽力している。

3) 子どもの安全管理について報告を徹底し、事故等の後で検証をしっかりと行う体制を整えている。

保育園では「事故」と「インシデント」の概念について、前者は何らかの課題があり子どもに起きた事象、後者は職員側による要素の大きい出来事（良い意味でも）としてとらえ、報告してもらうことを取り決めている。園内で子どもの事故等が起きた際には、各保育室に1台ずつ設置された安全カメラの録画を見ながら事故時の状況確認が行えるようになっており、これはリーダー層のみ操作が可能となっている。子どもが通院を要する状況となった場合や、けが等が起きる一歩手前（何らかの課題があった結果）の状況等については事故報告書へ記録し、毎月リーダー会にて検討、法人本部へ報告する取り組みを行っている。ヒヤリハット報告書には職員が園内外や散歩道等を事前チェックして確認された危険箇所等を記録し、周知を行っている。

◇改善を求められる点

1) 保育園としての中・長期計画を策定し、単年度の計画に反映させることが望まれる。

法人の中・長期計画（2014～2030年）が策定されており、日本の人口推移や出生数等を考慮した長期の計画になっている。また、法人の行動計画の中で令和2年～7年までの中・長期的な計画と大まかな目標が示されており、実施状況が評価できる内容となっている。

法人の計画には当園に関する計画が明示されていないので、今後は、園独自の中・長期計画を策定することが期待される。その中から単年度の事業計画に具体的に事業内容を反映させ、計画に沿った実績報告書を作成することが望まれる。

2) 保育園や保育士等の自己評価を活用し明らかになった課題については、職員参画の下で改善計画を策定し、更なる質の向上に向けて取り組むことが期待される。

保育園では、毎年園の自己評価や法人独自の自己評価シートを活用した保育士自身の自己評価を実施し、保育の質について振り返りが行われている。園の自己評価の結果は、個人面談の際に職員に伝えられ、職員間で課題が共有され改善に向けて取り組んでいる。

評価結果から明らかになった課題については、職員参画の下で改善計画を策定し、更なる質の向上に向けて取り組むことが期待される。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園以来初めての第三者評価を受審したことで、保育園の共通評価基準を通して運営等の部分に関心を持つことが出来たり、内容評価基準を通して、自分たちの保育の振り返りを職員全員でできたりしたことは良い機会となりました。また、保育園の中・長期計画が策定できていない事等改善していく必要があることを明確に示していただく事で、園の課題を見つけることができました。今後さらなる質の向上に努めて参りたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目		評価結果	
I 福祉サービスの基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
共通	1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	判断基準	a	法人（保育所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が図られている。
		b	法人（保育所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
		c	法人（保育所）の理念、基本方針が明文化や職員への周知がされていない。
コメント	理念・基本方針はパンフレットやホームページに掲載され、保育園の玄関にも掲示されている。職員には入職時に説明し、年度初めや研修会、ミーティングの際等に周知を図っている。園長は、理念や基本方針を説明する際に「保育園の主役は子どもである。私たちは誰の為に行動しているのだろうか」と職員に投げかけ職員自身に考えてもらうように取り組んでいる。保護者に対しては入園のしおりで説明し、園だよりで保育目標を周知している。		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
共通	2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
		b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
		c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
コメント	施設長は、理事長や与那原町の保育園園長会等に参加して情報を収集し、社会福祉事業全般の動向や地域の保育利用者のニーズ・現状を把握している。保育園に入園できずに待機している家庭を支援する目的で、可能な限り一時保育を受け入れ実施している。また、定期的に保育のコスト分析や利用者の推移、利用率等を分析し、経営改善に努めている。		
共通	3	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
	判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
		b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
		c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
コメント	経営環境や状況について、法人事務局や理事長と連絡をとり課題の把握・改善に努めている。コロナ禍の影響もあり、人件費が高騰しており、予算節約について職員と共に検討している。冷房の使用時間や温度をその日の天気や湿度を考慮して設定し、コピー機の使用をメール活用することで抑えている。また、日中、職員がどのクラスに入っているかが「周知表」で確認できるようにし、一部の職員に負担がかからないよう互いに補いあえる仕組みができています。		

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
	c	経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
コメント	<p>法人の2014～2030までの中・長期計画が策定されており、日本の人口推移や出生数等を考慮した計画になっている。また、法人の行動計画の中で令和2年から7年までの計画が示されており、その間の目標が大まかに設定され実施状況の評価が行える内容になっている。</p> <p>今後は、法人の中・長期計画に沿った保育園独自の計画を策定することが望まれる。その際には事業計画に併せて中・長期の収支計画も策定し、実施状況の評価が行えるようにすることを期待したい。</p>	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
コメント	<p>単年度の事業計画は、事業の方針と内容からなり、具体的に保育環境・内容、リスクマネジメント、地域との連携等が計画されている。</p> <p>単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映させることが求められており、今後反映させることができるような具体的な中・長期計画を策定することが望まれる。</p>	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
コメント	<p>事業計画は、年度末に今年度の計画を振り返り見直している。園長が中心になって作成しているが、毎月のクラス会で職員が意見を出し合い、リーダー会で案をまとめている。事業計画は会議前にメールで資料を送信し、会議で職員に説明して周知を図っている。</p> <p>会議での記録が確認できないため、今後は事業計画の作成過程を記録に残すことが期待される。併せて事業計画に沿った事業実績報告書を作成することにも期待したい。</p>	

評価項目		評価結果
7	事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
コメント	年度初めに保護者に全体的な計画と行事予定表を配布し、事業計画の主な内容を保護者会等で説明・周知している。玄関に保育園のしおりや運営規程、重要事項説明書の冊子を置いて、誰もが手に取って確認できるようにしている。玄関においてある冊子に事業計画や報告書も追加して、保護者への周知を深める取り組みにも期待される。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
コメント	保育の質の向上に向けて、年2回園独自の様式で保育園の自己評価を実施し、結果をまとめている。保護者アンケートは法人で作成した様式を使用し、20項目余の質問項目からなるアンケート結果は職員と共有して意見や要望について改善策を協議。結果を玄関に掲示している。第三者評価は今回が初めての受審である。 園の自己評価については、結果を集計し組織的に課題を分析できるような様式を検討するなどの取り組みに期待したい。	
9	評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。	
コメント	保育園の自己評価結果については、個人面談の際に職員に伝え、明らかになった課題に対して改善に向けて取り組んでいる。 評価結果から明確になった課題については、職員参画のもとで改善計画を策定して改善に取り組むことが望まれる。また、実施状況の評価を行い必要に応じて見直しすることが期待される。	

評価項目		評価結果
Ⅱ 組織の運営管理		
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
コメント	園長は、年度初めに保育園の基本方針と事業計画を職員に説明し、職務分担表を配布して園長としての立場を明確にしている。園だよりを園長が毎月発行しており、その中で園長の独り言コーナーを設けて保護者に情報を発信している。園長の役割と責任については運営規程、管理職員規程、園長の服務規律に明記されており、有事における園長不在時の権限委任については、職務分担表や主任・副主任保育士の服務規律に明記されている。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
コメント	法人では、法令遵守の観点で毎年理事長から複数の法令等の課題が出され、園長は自主学習しレポートを作成・提出している。今年度は、日本国憲法や保育指針、児童施設最低基準等に関するレポートを提出した。職員に対しては、就業規則や必要な法令等について職務会やミーティング等で周知している。今年度は子どもの人権について深く掘り下げ、職員自身にいろいろな場面を想定した事例を提供し、みんなで話し合うことで理解を促すように取り組んでいる。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
コメント	園では定期的に保護者アンケートや、園の自己評価、個人の自己評価を実施している。園長、主任保育士がこまめに保育室を巡回して現場の課題を把握し指導にあたっている。今年度より日々のミーティングを活用して「不適切な保育」の事例や保育中に見られた対応について「みんなで考えよう」などの事例を提供し、主任保育士を中心に職員間で意見を出し合う時間を設けることで、共通理解を促し保育の質の向上に繋げている。	

評価項目		評価結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
コメント	園長は、クラス担任にこだわらず、全職員が全クラスの子どもを見守ることができる体制を目指し、職員にも伝えている。その方針を基本に子育て中等の職員の急な年休にも対応できるように工夫している。主任保育士が毎日のシフト勤務時間表を作成し、一部の職員に負担が生じないよう時間帯によって他のクラスの応援に入って協力しあう体制を整備している。また、会議次第や研修報告書を職員にメール配信し、会議前に目を通してもらうことで会議時間の短縮につなげている。	
Ⅱ-2 人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
コメント	園では、ホームページを活用して保育園のアピールを行い必要な人材確保に繋げている。県外法人の強みを活かして県内だけでなく県外にも求人情報を発信し、法人の県外事業所からの人事異動も実施されている。また、専門職には資格手当があり、無資格の職員には子育て支援員の研修を受講させる等、資格取得を推進している。	
15	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a 総合的な人事管理を実施している。	
	b 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c 総合的な人事管理を実施していない。	
コメント	保育スタッフの心得チェックリストが作成されており、「より魅力的な保育者となる」「安心してゆだねられる存在になる」などの10項目からなる目標が記載されている。また、就業規則や職員倫理規程、服務規律等からも期待する職員像が読み取れる。職員は年2回自己評価シートをもとに園長と面談。職員の意向や意見・評価等に基づき処遇改善を図っている。 自己評価の結果は法人に提出し人事考課も実施されているとのことであるが、人事考課の結果は職員に十分に周知されておらず今後の改善が期待される。	

評価項目		評価結果
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
コメント	<p>職員の勤務状況を管理するICTシステムを導入し、職員の労務管理を実施。有給休暇の取得状況や時間外労働のデータが管理され、1分単位で時間外勤務手当が支給されている。職員からの悩みや相談は主に園長・主任保育士が受けているが、法人内にも相談窓口があり、活用できるようになっている。個人面談や相談等を受けて、職員の働き方に配慮した勤務体制にしている。看護師が中心になってメンタルヘルスチェックを実施し、産業医に相談できるようにしている。自分たちの保育園について職員間で意見を出し合い、園の魅力や強みを互いが再認識する取り組みも実施されている。</p>	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取り組みを行っている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
コメント	<p>職員は、年2回法人が独自に作成した167項目からなる自己評価チェックリストにより自己評価を実施し、前期・後期それぞれに目標を立てて園長と面談している。自己評価チェックリストは現在自分がどの程度目標を達成できているかを把握できるような内容になっており、個人面談はその評価に園長の評価を追記したシートをもとに行われ目標の進捗状況や達成度が確認されている。個人のチェックリストは、法人にも報告され人事考課につなげられている。</p>	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
	b	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
	c	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
コメント	<p>研修規程が整備されており、期待する職員像として「保育スタッフの心得チェックリスト」等が作成されている。年間研修計画表には階層別に「期待される組織上の役割」「目的」「研修内容」が記載され、不定期の研修については研修案内を職員に周知して参加者を決定している。昨年度は年3回法人研修が開催されオンラインで全職員が受講した。</p> <p>園内研修は職務会議や日々のミーティングの中で実施されているが、主要な研修は計画書を策定し定期的に計画の評価と見直しをすることが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
コメント	<p>園長は職員の知識や資格の取得状況を把握しており、階層別に職員一人ひとりの職務や技術水準に合わせた研修を受講させるように取り組んでいる。新卒の新任職員にはクラスリーダーが習熟度にあわせたOJTを行っている。特に理念・基本方針に沿った子ども主体の保育について意識を統一することを目指している。研修受講後は報告書を作成し他の職員にもメールで伝達している。また、主な外部研修については伝達研修が行われている。</p> <p>非正規(パート)職員において十分な研修計画及び研修参加がなされていない部分があり、今後は職員一人ひとりの研修履修状況がわかりやすいように、個人別の研修履歴シートを作成して活用することも期待される。</p>	
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
	b	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
	c	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
コメント	<p>開園4年目であり、コロナ禍ということも重なってまだ実習生受け入れの実績はないが、実習生受け入れマニュアルと併せて、具体的な実践マニュアルが整備されている。実習担当は主任保育士で、来月初めての実習生を受け入れる準備を進めている。マニュアルに従って職務会等で周知が行われ、実際に実習生を担当するクラスリーダーには主任保育士が受け入れる際の注意事項等を指導している。実習生が不安にならないよう主任保育士が窓口となり相談体制も整えて準備している。</p>	
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a	保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
	b	保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
	c	保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
コメント	<p>ホームページに法人、保育所の理念や基本方針、予算、決算状況が公開されている。保護者からの要望や意見については、職員と検討した結果を園だよりや掲示板で公表している。ホームページを活用して保育園の様子を公開し、パンフレットや子育て支援のチラシを町営体育館やコミュニティセンター・町内の大型商業施設に置いている。今後は、事業計画や実績報告についても公開することに期待したい。</p>	

評価項目		評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
コメント	毎月 法人本部へ職員による園内点検表、園長による園内検査チェックシートを提出し監事による監査を受けている。また、年一回税理士が来沖し内部監査を実施している。法人で外部の専門家による監査も毎年受けており、本部より経営改善に向けての指導を受けている。今年度は保育園の現状に合わせて子どもの定員を131名から130名に減員し経営の改善に繋げている。	
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
コメント	保育園と地域との関わりについて、基本方針が運営規程等に示されている。関係機関の一覧表は職員室に掲示。役場からの広報や諸資料を玄関に設置したり、SNSで保護者に通知し利用を促している。地域行事である大綱引きの前夜祭や福祉まつり等へ子どもが参加する際には職員が同行し、配慮を行っている。今年はコロナ禍で縮小していた行事を増やし、公共バスを借りてコミュニティセンターでのアニメ上映会へ参加したり、近くの消防署等へ散歩でお出かけし、訪問先での交流が図られている。	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
判断基準	a ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
コメント	ボランティア・職場体験マニュアルが整備されており、基本方針が明文化されている。地域の大学等からボランティアとして年2回定期的に依頼があり、職員がマニュアルに沿って受入れ等を行っている。インターンシップはコロナ禍で要請がなくなっており、体制を整えて受け入れる準備をしている。	

評価項目		評価結果
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
判断基準	a	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
コメント	<p>保育園の関係機関リストは職員室に掲示、役場作成の資料を活用したり、個別に保育園のSNSを通じて保護者へ知らせたりしている。園内での情報共有は「周知表」を毎日作成し、その中で行っている。定期的に近隣の幼保こ小連携や子どもが通う児童デイサービス等と話し合いを実施、子どもに不適切な養育の疑いがある場合は役場の担当課と連携を行っている。駐車場の安全対策として近隣住民から連絡を受け、カーブミラーを設置したり、駐車方法の変更を行う等協働して対応している。</p> <p>関係機関との支援のネットワーク化については今後の展開が望まれる。</p>	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
コメント	<p>園庭解放や園行事への参加呼びかけ等をホームページで知らせており、給食試食には年間10人ほど希望者がある。その中から離乳食の悩み等の子育て相談や、次年の入園につながることもある。一時保育は町内外から申込を受けている。今年は開園後初めての福祉まつりに向け、企画会議に職員が参加している。保育園の空き状況については毎月役場へ報告し、入園調整を行っている。今年はコロナ禍が徐々に落ち着き、民生委員・児童委員との顔合わせを行い、今後の連携を深めていく予定である。</p>	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
コメント	<p>保育園のホームページでは育児相談や給食試食、絵本貸出等の事業について、実施の約2ヶ月前から周知を行っている。近隣の児童デイサービスや法人内外の保育所と交流保育を実施、近隣自治会長を卒園式に招待する等、地域への浸透を図っている。今後も社会状況を見ながら、地域の老人クラブとの交流会等へ参加を計画している。</p> <p>保育園での備蓄は行っているが、地域の防災対策に対する支援等については今後の取り組みが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。	
コメント	<p>子どもの尊重や人権擁護についての方針は、法人の理念や倫理規程、保育園の運営規程等に明記されている。保育園のマニュアルはこれらの方針が反映された内容となっており、職員会議等や入職時に園長が説明を行っている。年に2回は職員個々の自己評価を実施、園内研修にてマニュアルや倫理規程についての内容を学び振り返りを実施している。3歳児クラスからは、自分も他者も大切にできるようわかりやすい絵本を用いて説明を行っている。日頃から男女混合のチーム編成に心がけ、役割や色等で性差の固定化をしないよう配慮している。保護者には重要事項説明を用いて説明を行っている。</p>	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	a
判断基準	a 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。	
	b 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。	
	c 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
コメント	<p>法人理念や倫理規程、運営規程には子どものプライバシー保護について方針が示され、定期的に園内研修等で内容説明を行っている。日頃の保育場面にも主任保育士等が担当する時間帯があり、着替え時のカーテンの他、0歳時からバスタオルを使って全裸にならないよう配慮を行っている。子どもが一人で静かに過ごせるための段ボール棚を一緒に作ったり、既製品のテントは修理中のため絵本棚を空けて活用している。保護者には保育園のしおりを活用し、プライバシー保護に関する取り組みを周知している。</p>	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。	
コメント	<p>町営体育館には保育園のパンフレットを設置、町内の大型商業施設ではイベント掲示板を使って保育園の行事等について知らせている。パンフレットはわかりやすい表現に配慮し、毎年内容を見直している。園見学希望があった際には個別で対応を行っている。</p>	

評価項目		評価結果
31	保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a	保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
	b	保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
	c	保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
コメント	入園前に記入依頼する家庭調査票に保護者の意向欄を設け、面談時に確認している。保育時間の変更やアレルギー食材の判明等により保育内容に変更が生じる際には、保育園のしおりを用いて説明したり、アレルギー会議を開く等の対応を行っている。しおり等の資料はわかりやすい表示を心がけ、適宜見直ししている。配慮が必要な保護者に対しては個別の事情に合わせて統一し、記録を職員間で共有、必要時は園長等が対応する等の方法がとられている。	
32	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
	b	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
	c	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
コメント	保護者の引っ越し等による退園後も保護者が相談できる窓口として、口頭で説明(主任やクラス担当保育士)を行っている。退園後に利用する保育施設へは特に引継ぎを実施しておらず、今後は保育の継続性に配慮した引継ぎ方法を定めて実施していくことが望まれる。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
コメント	子どもの満足については、帰りの会等で年長児に確認を行ったりしている。保護者に対しては行事後や年度末にアンケートを実施、毎月開催の保育参加ウィークにて意見を聴取する取り組みを行っている。クラスごとに懇談会を開催しており、園長・主任やクラス担任保育士が同席している。保護者からの意見を集計した結果は職員会議にて検討し、行事の進め方や開催場所の変更、園内の設備の改善等につなげている。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c 苦情解決の仕組みが確立していない。	
コメント	苦情解決規程が整備されており、運営規程や保育園のしおり等にも記載され保護者へ配布されている。定期的にとるアンケートは園内に用紙が準備され、ネット上の専用フォームにアクセスし回答する方法も選ぶことができ、保護者が申し出やすい工夫を行っている。苦情内容については記録をとり、園内で対応策を検討、結果は必要に応じて園だよりや玄関掲示にて公表している。	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
コメント	保護者に対しては、苦情解決制度に限らず意見を受け付ける複数の方法があることについて重要事項説明書や保育園のしおりを配布し説明を行っている。子ども全員に連絡帳を作成、保護者からの意見がある場合は年長クラスでも記載を行うよう心がけている。保護者から相談を受ける際には、2階の一時保育室や職員室の奥を適宜活用し環境に配慮している。	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
判断基準	a 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c 保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
コメント	保護者からの意見は連絡帳によるやりとりの他にも迎えの際に多く聞かれるため、必要と思われる際には個別で声かけし意見が述べやすい関係に配慮している。意見箱は玄関の外に設置、保護者アンケートを定期的実施し意見の収集に努めている。具体的に保護者からの意見を検討し、保育等の変更が行われている。意見を受け付けた場合の対応方法をマニュアルで定めており、園として対応するために検討時間を要すること等を職員に周知している。マニュアルは年度末に見直しを行い、大きな変更案となる場合は法人本部と連携している。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
コメント	<p>安全管理・事故防止マニュアルが整備されており、フローチャートで対応方法が明確化され責任者が記載されている。マニュアル内容や事故発生時の責任、安全確保について運営規程や園長の服務規律等にも記載があり、救命処置の研修会等にて職員へ周知を行っている。全国の子どもの事故等について法人本部から情報があつた場合は、周知票に記載し職員が確認している。園内や散歩道におけるヒヤリハット箇所については園長・主任保育士が定期的にチェックを行っている。事故、ヒヤリハット、インシデントレポートと3種類の報告書があり、事故報告書は毎月のリーダー会にて周知、法人本部へも報告している。インシデントレポートは、職員の労務管理面や不適切事案(未然防止も含む)等について報告・記載するための様式となっている。各保育室等にはカメラが設置され、リーダー層が録画内容を確認できるようになっており、事故の分析に活用されている。</p>	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c 感染症の予防策が講じられていない。	
コメント	<p>感染症対策マニュアルが整備されており、施設長の責任の下で看護職を中心に対策を行うことが明記されている。職務会では動画視聴による感染症対策に関する研修受講や、外部で研修を受けてきた担当者から伝達研修が行われている。感染症が判明した際には子どもの気持ちに配慮しつつ、必要な対応策や隔離も含めて実施している。感染症発生の際は、職員へは周知票による共有、保護者には玄関掲示やメール等で周知し、対応方法等もお知らせしている。対策マニュアルは新しい情報を把握して定期的に見直し、内容を確認している。</p>	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
コメント	<p>災害時の対応体制については、保育園のしおりや防災マニュアルに明記され、職員・保護者へ周知されている。地震や火災時の避難訓練等を定期的実施、安否確認の方法も定められている。備蓄品は子ども向けの食料を用意、リストを作成し栄養士が管理している。避難訓練では地元の消防が参加する機会を設け、近隣の自治会とも連携して対応している。 安否確認の方法については周知がされていない職員もいることから、今後の対応が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	保育について標準的な実施方法が文書化され、保育が提供されている。	a
判断基準	a	保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
	b	保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育が実施が十分ではない。
	c	保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
コメント	保育士業務等について多岐にわたるマニュアル集が整備されており、職員室に設置され各保育室ではフローチャートや緊急対応方法等が確認できるようになっている。業務マニュアルには「子どもの最善の利益を考慮」「利用者の権利擁護」等、マニュアルを定めた目的が記載されている。マニュアル内容の周知は、園内研修や職員への個別指導時に行われ、主任保育士・園長が日常の保育業務に携わる中で実施確認を行っている。マニュアルに定められた内容は、状況によっては複数の職員で判断し対応方法を変更することもある。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
コメント	マニュアルの検証・見直しは年末から年度末にかけて予定、園内内部監査前に実施されている。職員の日頃の実践や保護者からの意見も含めて見直しを検討、必要箇所には付箋紙で目印をつけている。マニュアルの見直しにあたり指導計画の内容変更へ反映させているかについては確認ができず、今後は連動を意識して実施できるような取り組みが望まれる。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
コメント	指導計画の責任者は職務分担表に園長・主任保育士と明記されている。入園前の保護者に児童票や家庭調査・発達調査票、未食チェック表、アレルギー食材表、健康チェック表、生活時間調べ等を記入依頼。入園後も毎年聞き取り票にて子どものアセスメントを実施、随時更新後の前掲資料を提出依頼している。全体的な計画に基づいて各クラスの指導計画や食育計画等の作成につなげている。支援児の指導計画の作成では、役場の巡回指導による意見等も参考に、外部のサービス事業所と保護者同席で話し合いを行っている。月間・週間指導計画の評価はクラス単位で定期的実施している。保護者のニーズについては児童票に記載する欄を設け新入園時の面接で確認しているが、今後は進級時にも記録をとり明記する取り組みが望まれる。	

評価項目		評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
判断基準	a 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
コメント	毎月、クラス毎の月間・週間指導計画の評価と見直しを実施。3歳以上の支援児に関しては基本的に年1回行い、変更後の計画は周知表や業務用メールにて職員に知らせる仕組みとなっている。アレルギーが判明した際等には緊急に計画変更し、保護者に同意をとっている。指導計画の振り返り欄には計画内容を実施した上での課題や気づいた点等を記載し、次の計画作成へ活かされるようにしている。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	a
判断基準	a 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。	
コメント	子どもに関する記録は保育園が定めた様式によって統一されており、個別の指導計画に対する実施評価等も記録されている。園長・主任保育士が職員に対し記録方法についての指導を行う場合がある。必要な情報は周知表に集約、職員は出勤したら周知表に目を通すことになっており、職務会で話し合う内容について検討する資料となっている。発達経過記録等の子どもの記録はデータ入力され、職務会や事故報告書等もデータ化されておりネットワーク上で確認できるようになっている。	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
コメント	文書取扱規程が整備され、記録の保管期限と処理の方法が明記されている。「個人情報保護に関する方針」と解説書、職員服務規律・就業規則も含めた個人情報の取り扱い規定があり、職員への周知を図り入職時に同意書をとっている。記録の管理については職務分担表に園長と明記されている。SNS利用時の注意等が法人本部から発信されてくる場合は周知表で職員に知らせている。保護者には保育園のしおりを用いて個人情報保護に関する園の方針を説明している。	

保育園与那原ペアーズ

		評価項目	評価結果	
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の保育			
	A-1-(1) 子どもの権利擁護			
	46	A①	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	a
		判断基準	a	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。
			b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取り組みが求められる。
			c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。
	コメント	日々のミーティングの終わりに不適切な保育に陥らないように職員の保育の振り返りを行い、また関連した情報や話題を共有する仕組みがある。マニュアルのほか、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」の活用、「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」((株)キャンサースキャン)を備えている。普段の会話や連絡ノートで保護者とコミュニケーションを取り、家庭や子どもの状態を把握・共有し、子どもの権利侵害の防止及び保育実践に活かすよう工夫している。		
	A-2 保育内容			
	A-1-(1) 全体的な計画の作成			
	47	A②	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
判断基準		a	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成している。	
		b	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成しているが、十分ではない。	
		c	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成していない。	
コメント	全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針など趣旨を捉えて法人の理念や目標に基づき作成されている。園長、主任保育士、クラスリーダーによって意見が集約されている。また、地域幼稚園で交流保育や自治会と町内清掃ボランティア活動のほか、一時保育で保育体験、園庭開放を行うなど地域の実態やニーズを把握する工夫も行われている。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開				
48	A③	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
		b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
		c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
コメント	室温計を設置して、乳幼児の過ごしやすい環境を作っている。お昼寝マットは業者に委託し、衛生的に管理されている。その他にも手洗い場やトイレは衛生管理が行き届いており、子どもが安全に安心して使用できるよう配慮されている。保育室は必要十分な家具で構成されており、子どもの発達や興味、その時々状況を観察して、レイアウト変更がしやすく、遊び込みができるよう配慮したり、時には落ち着いた空間を設定することができ、子どものニーズに対応している。			

保育園与那原ペアーズ

		評価項目	評価結果
49	A④	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
		b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
		c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
コメント	入所時に児童票(生活・発育・発達調査票)、聞き取り票を記入してもらい、既往歴や家庭状態を確認するほか、普段のコミュニケーション、連絡ノート、またクラス懇談会や個人面談を行い、子どもの個人差を把握している。毎日のミーティングにより保育の振り返りを行い、子どもの気持ちに寄り添えるよう多角的な視野から子どもの育ちを見守っている。日々のミーティング等により職員の意識統一を図れるよう尽力しており、都度振り返りを行い保育者の言動の修正に役立っている。		
50	A⑤	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
	判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
		b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分でない。
		c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
コメント	看護師やCDを使った手洗いの有用性についての研修を実施したり、適切な声かけや発達年齢に応じたスプーンや食器を使用させ、子どもが自然な形で生活習慣を習得できるよう配慮している。落ち着いた場所や休息を取りたい子どもがいる場合は、保育室でコーナーを設けたり、一時保育室で休息できるよう工夫している。 子どもの基本的な生活習慣への理解については、子どもの自主的な行動につながるよう、普段の声かけや子どもとの話し合いなどを中心に進めているが、様々な子どもに合わせて教材や掲示物を利用するなどバリエーションの幅を持たせる等のさらなる工夫が期待される。		
51	A⑥	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
	判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
		b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
		c	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開していない。
コメント	玩具の種類が豊富にあり、子どもの興味や関心を広げられるよう配慮している。また、子どもの行動や意見を尊重するよう制限をできるだけかけないようにし、遊び込める環境を維持している。園内に子どもの作品を展示できるようにし、各クラスに子ども同士が見て楽しめる工夫がなされている。戸外活動では、ゴーヤー、トマト等を栽培し、5歳児が職員と一緒に管理して、栽培、採集、食材への流れを作り、食育活動も行っている。		

保育園与那原ベアーズ

		評価項目	評価結果
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	0歳児については、広い保育室を有しており、子どもの発達や目的に応じたコーナーまたは空間を作り、子どもの発達状況に応じた個別対応ができるよう工夫されている。また、乳児用のプレイマットを使用して、子どもの身体能力向上を図るなど0歳児の運動面の取り組みに力を入れている。保護者との連絡もお便りや連絡ノートで子どもの状況を伝え、子どもの発達や今後の見通しについて共有できるようにしている。		
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	保育士は過度な干渉をしないよう見守りながら子どもとの関係性を作っており、子どもが興味や意欲を持てるよう、声かけをしている。遊びに集中できるようにコーナー作りや子どもの手の届くところに玩具を用意し、自分で選択し遊び込める環境を作るよう心がけている。他の子どもと触れあうことで相互の育ちに結びつくよう異年齢の交流も行われており、3歳未満児の他者への興味やクラス以外の広がりがある活動へ繋げている。		
54	A⑨	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	3歳以上児については、子どもの自主性や主体的な活動を尊重し、子どもが遊ぶ選択肢を増やし、自由な雰囲気の中、集中して遊べるよう環境構成を工夫している。3歳児では、集団での生活において自ら思うことや他者への関心を持ち、友だち関係を構築できるよう保育者が見守り、過干渉にならないような声かけや支援を行っている。4歳児以上になると、当番活動や戸外の栽培を積極的に取り入れ、子どもの協同的な遊びの発展に繋げている。3歳児から5歳児クラスは、クラス間の往来を自由にできるようにしており、異年齢での遊びや子どもの関わりが多く持てる環境を作り出している。		

保育園与那原ペアーズ

		評価項目	評価結果
55	A⑩	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮していない。
コメント	<p>障害のある子どもの受け入れには、個別指導計画を作成し、個々の状況に応じた援助を行えるようになってきている。また、外部の専門機関である与那原町の子育て支援課による巡回指導が年2回行われ、また保護者三者面談により、次年度の希望調査や今後の保育計画などについて外部または保護者の意見を反映し、計画作成及び保育実践に繋げている。さらに職員の研修も定期的に参加し、必要な知識や情報の習得に努めている。</p> <p>エレベーターやスロープ等の建物環境については、今後の整備・検討に期待したい。</p>		
56	A⑪	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
コメント	<p>長時間にわたる保育にあたり、視診簿に子どもの健康状態や送迎の状況を記録し、担任のほか職員間で共有できる仕組みがあり、長時間在園する子どもに配慮がなされている。また、子どもの求めに応じて休息や落ち着ける場所を作り、子どもがゆったり過ごせるよう保育室のレイアウト等を工夫している。さらに月間指導計画で延長保育を位置づけ、子どもの過ごし方や配慮についても共有し、評価や見直しができる仕組みがある。</p>		
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
		c	小学校との連携、就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮していない。
コメント	<p>小学校との連携、就学を見通した計画については、「保育の内容に関する全体的な計画」や「年間指導計画」において子どもの就学へ向けての興味や意欲が持てるよう配慮されている。スムーズな就学へ繋げるために年間計画において小学校との交流や見学を計画し、個別面談などで保護者の要望や意見を聞くなど、家庭との連携も図る取り組みもなされている。児童要録の作成は、担任作成のもと園長及び主任保育士とで確認を行い、小学校へ伝えている。また、行事以外にも小学校の担当者と申し送りができる場を設け、就学に向けた丁寧な情報共有を行っている。</p>		

保育園与那原ペアーズ

		評価項目	評価結果
58	A⑬	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。
		b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
		c	子どもの健康管理を適切に行っていない。
コメント	子どもの健康管理については、「年間保健計画」が作成され、発育・発達に適した生活を送ることができるよう月間目標や活動内容が明示され、職員に共有されている。また、乳幼児突然死症候群(SIDS)においても、乳幼児(0~2歳)で午睡時のチェックを行っており、保護者にも面接時に丁寧な説明を行っている。子どもの出席状況や欠席理由など、日々の変化も「周知表」を利用し、職員間で子どもの健康状況を確認できる体制があり、細やかな健康管理を行っている。		
A-1-(3) 健康管理			
59	A⑭	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
	判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
		b	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
		c	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
コメント	嘱託医による健康診断及び歯科健診が年2回行われ、担当が一人ひとりの健康状態を把握するほか、健診結果を保護者へ通知し、子どもの日々の健康について保護者に啓発している。健康診断及び歯科健診については、年間保育計画で計画され、月間指導計画や食育計画に反映し、絵本や紙芝居などを活用して子どもの健康に関する興味や関心を示すよう配慮している。		
60	A⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。
		b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。
		c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
コメント	アレルギーのある子については「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に対応をしている。また、保護者には入園前の面接等で子どものアレルギーや慢性疾患等について説明し、食事に関しては、医師の指導の下で除去食の内容を保護者と確認しながら給食を提供している。さらに園長・看護師・栄養士・保育士が共通認識し、毎日アレルギー食の有無・食材の確認ができるようにしているほか、誤食を避けるためテーブル配置にも気を配り、栄養士と連携して一人分のメニューをトレーに入れて配膳し、食物アレルギーのある子どもにも専用の容器におかわりが準備されている。職員間での情報共有ができるよう園児の疾患一覧表を作成し、配膳時に担当者が確認できるよう安全な給食提供に細心の注意を払っている。		

保育園与那原ベアーズ

		評価項目	評価結果
A-1-(4) 食事			
61	A⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
	判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
		b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
		c	食事を楽しむことができるよう工夫をしていない。
コメント	<p>食事については、食事での介助や制限を与えるような声かけを抑え、子どもの「食べる意欲」を損なわないよう配慮している。また、環境構成においても、お弁当箱に自分で詰めて食べる経験やパイキング給食、異年齢での食事等様々な環境や方法で食事が楽しめる様にしている。食育での栽培活動を行うほか、3歳以上では日々の当番活動や食後の後片付けなどが身につく、食事を介して主体的な活動へつながるよう配慮している。さらに、玄関にその日の給食で使われている食材を置くことで保護者と一緒に興味を持って触ったり匂いを嗅いだりすることで食材に対する興味関心を引き出す工夫がなされている。</p> <p>食器やその材質については、形や大きさ・種類等にバリエーションを持たせ、食材や季節感などに合わせた給食提供への更なる取り組みが期待される。</p>		
62	A⑰	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
	判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
		b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
		c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
コメント	<p>乳幼児の給食については、0歳から1歳児の発達段階に応じた離乳食を提供し、個別のペースを考慮しながら食べることへの意欲を育むための配慮を行っている。配膳時は、エプロンや三角巾を着用し衛生面に注意している。栄養管理については、栄養定期報告の作成を行い子どもの目標量と摂取量について把握している。給食会議では保育者、厨房職員らが参加し残食や嗜好調査をもとに毎月職員間で情報交換を行うほか、厨房職員がクラスの食事の様子をうかがったり、給食の準備を手伝うなど、子どもと直に関わることで献立や調理、配膳の工夫に役立っている。さらに季節感のある食材や郷土食も献立に盛り込まれ、バラエティに富んだ献立を心がけている。</p>		
A-2 子育て支援			
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
	判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
		b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
		c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
コメント	<p>保護者との連携には、日々の連絡ノートやお便りなどのほか、送迎時のやり取りの中で情報を交換・共有している。また、全クラス1週間の予定表や毎月の保育案・振り返りなどを掲示し、保護者へ保育内容を詳しく伝える取り組みがなされている。さらに、クラス懇談会や個別面談において保育目標の確認や保護者の要望・意見を直接聞き取ることで、家庭と保育園との切れ目のない保育に努めている。</p>		

保育園与那原ペアーズ

		評価項目	評価結果
A-2-(2) 保護者等の支援			
64	A⑱	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
	判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
		b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
		c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
コメント	保護者が安心して子育てすることができるようにするために、送迎時に健康面の確認を行ったり、保育園での様子を話したり、積極的に保護者に声かけを行い、話しやすい雰囲気作りに努めている。また、定期の面談のほか、保護者からの求めに応じて相談を受けることもあり、相談内容に応じて経過を記録し、子どもの状態や家庭の背景など情報を一元化することで適切なアドバイスができるよう配慮している。土曜日利用については、制限をかけることなく保護者の要望を確認し、いつでも利用できるよう職員体制を整えている。		
65	A⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
	判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
		b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
		c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
コメント	家庭での不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、職員は送迎時に保護者とのコミュニケーションを取りながら、家庭での様子や保護者の不安・閉塞感などマイナスな感情について寄り添い、傾聴するように心がけている。また、子どもの身体面、精神面にも留意し、万一虐待が疑われる場合は、主任保育士並びに園長に報告し、指示を仰ぎ状況に応じて与那原町子育て支援課や児童相談所と連携を図る体制作りがなされている。		
A-3 保育の質の向上			
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
66	A㉑	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
	判断基準	a	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
		b	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
		c	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
コメント	<p>保育園では、毎月の職員会議において振り返りを行い、その他にも日々のミーティングでも職員間で情報共有ができる取り組みがあり、保育の振り返りが行われている。自己評価については、法人独自の自己評価シートを用い、法人本部で集約・管理する仕組みのほか、全国保育士会発行の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、個別の保育実践のチェックを行っている。さらに保育園の評価も行われるなど、職員や園長、法人の視点から定期的な振り返りができる体制となっている。</p> <p>一方で、会議やミーティングにおいて問題等を共有できる仕組みはあるが、保育園や保育者個人の自己評価から繋がり、今まで以上に保育者の専門性の向上や学び合いの意識を高め、保育園全体の更なる質の向上につながるような取り組みも期待される。</p>		

保育園与那原ベアーズ

評価項目		評価結果
A-4-(2) 子どもへの不適切な関わりの防止等		
67	A㉔	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。 a
判断基準	a	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
	b	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
	c	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。
コメント	<p>不適切な関わりについては職員で毎日事例をあげて話し合いを行い、その内容を保護者へも伝えている。園内で不適切と思われる保育が確認された場合、昼のミーティングにて職員間で意見を出し合う等により検討・情報共有を行っている。就業規則による規定や対応ガイドライン等を備えており、不適切な関わり等の届出・通告があった場合には、通告者が不利益を受けない仕組みも整備されている。</p> <p>また保護者からの訴えによる不適切な関わり等については、苦情解決制度を利用して同様式に記録、園長に報告し対応を検討する取り組みを行っている。</p>	